

## 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部設置要綱（案）

## 1 趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興を推進するため、「北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進本部設置要綱（平成30年11月 日策定）」第8項第1号に基づき、胆振総合振興局に地方本部を設置する。

## 2 所掌事項

地方本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興の推進に関すること
- (2) 胆振総合振興局管内における被災地域の復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関すること

## 3 組織

- (1) 地方本部の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 地方本部の事務を円滑に進めるため、地方本部の下に幹事会を設置する。

## 4 地方本部長及び地方副本部長

- (1) 地方本部長は、胆振総合振興局長をもって充てる。
- (2) 地方本部長は、地方本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副地方本部長は、副本局長をもって充て、地方本部長を補佐する。

## 5 会議の招集

- (1) 地方本部の会議は、地方本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 地方本部長は、必要に応じ、地方本部の構成員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

## 6 幹事会

- (1) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、地方本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、地域創生部長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

## 7 庶務

地方本部の庶務は、胆振総合振興局いぶりONE復興プロジェクト推進室（地域創生部地域政策課）において処理する。

## 8 雑則

この要綱に定めるもののほか、地方本部の運営に必要な事項は、地方本部長が定める。

## 附則

この設置要領は、平成30年11月 日から施行する。

別表 1 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興推進胆振地方本部員名簿

役 職	所 属 ・ 職
地方本部長	総合振興局長
副地方本部長	副局長(地域創生部・保健環境部・産業振興部担当) 副局長(建設管理部担当)
地方本部員	地域創生部長 保健環境部長 保健環境部くらし・子育て担当部長 保健環境部苫小牧地域保健室長 産業振興部長 産業振興部地域産業担当部長 森林室長 室蘭建設管理部長 室蘭建設管理部事業室長 胆振教育局長 胆振教育局次長

別表 2 北海道胆振東部地震被災地域復旧・復興胆振地方本部幹事会名簿

役 職	所 属 ・ 職
代表幹事	地域創生部長
幹 事	総務課長 地域創生部地域政策課長、主幹 保健環境部保健行政室企画総務課長 保健環境部社会福祉課長 保健環境部環境生活課長 保健環境部苫小牧地域保健室企画総務課長 産業振興部商工労働観光課長 産業振興部農務課長 産業振興部農村振興課長 産業振興部林務課長 産業振興部水産課長 室蘭建設管理部建設行政室建設指導課長 室蘭建設管理部事業室地域調整課長 総合政策部地域創生局胆振東部地震災害復興支援室主幹(胆振在勤)